

会 議 録（要 旨）

会 議 名	武蔵村山市緑化審議会（第1回）
開 催 日 時	平成27年 7月31日（金） 15時00分 ～16時50分
開 催 場 所	市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者： 宮林茂幸委員 菊池正芳委員 布田傑委員 田中博美委員 星山文武委員 原田英治委員 吉田豊委員 岡崎淳二委員
議 題	議題1 会長・副会長の互選について 議題2 保存樹林等奨励金について 議題3 グリーンヘルパー制度について 議題4 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<p>議題1 会長・副会長の互選について</p> <p>会長の互選について 緑化審議会規則第2条の規定に基づき「宮林茂幸委員」が会長に就任。</p> <p>副会長の互選について 会長が1号委員（学識経験者）から選出されたため、副会長については、2号委員（市民）の中から、緑化審議会規則第2条の規定に基づき「星山文武委員」が副会長に就任。</p> <p>議題2 保存樹林等奨励金について</p> <p>保存樹林等奨励金について、これまでに審議、検討を行った結果として、次のとおり交付対象及び額について、新規に委員になった方へ今まで審議検討した決定結果報告をする。 また、交付対象となる指定要件（税金滞納状況の確認）を次回審議会にて、再度審議検討する（都市計画税、固定資産税以外の税目についての検討）。</p> <p>(1) 保 存 樹 林</p> <p>① 公開樹林地として、当該樹林地が公開樹林となる場合は①保存樹林等の指定を受けた樹林、平地林（宅地介在山林であつて宅地並みに課税される土地をいう。）であり、かつ、所有者等において、10年間、その敷地内を市民が散策可能であり、公開出来るものであるときは、その所有者等の申請に</p>

より当該樹林を公開樹林として指定することができる。

- ② 公開樹林地として、当該樹林地が公開樹林となる場合、当該公開樹林に係る土地の各現年度分の固定資産税及び都市計画税の合計額に相当する額を支給する。

現行の条例施行規則の条文にない項目として、1、都市計画税及び固定資産税の滞納なしの方。2、10年以上維持管理ができる方。この2項目を、平成28年3月31日までの指定期間終了以降、平成28年4月1日付で条例施行規則の一部改正施行に向けた準備を行う。

(保存樹木・生け垣をなす樹木の集団(保存生け垣)についても、上記記載の内容と同様に、一部改正施行を行う。)

(2) 生け垣をなす樹木の集団(保存生け垣)

- ※ 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例第6条に規定する保存樹林等の指定基準の道路について

道路とは、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの。

(1) 公道

(2) 私道のうち、起点及び終点が公道又は幅員が4m以上ある袋小路でない私道に接するもの。

(3) 私道のうち、幅員4m以上でかつ延長が20m以上の袋小路のもの。

上記記載の内容(道路の定義)について、平成28年3月31日までの指定期間終了以降の平成28年4月1日付で条例施行規則の一部改正施行に向けた準備を行う。(項目追加)

(3) 新規生け垣の設置、ブロック塀等撤去

① 新規で7m以上の生け垣を設置する方(1回限り)

② 新規生け垣1mにつき3,000円を助成(限度額21,000円)

③ 10年以上にわたり維持管理ができる方(協定期間10年)

④ 生け垣を設置するに当たり、既存の塀を撤去する場合、1mにつき最大下表の助成額を撤去費用として交付する。

(4) 撤去する塀の種類

① 石積み塀(裏込めコンクリートを含む)コンクリートブロック塀

助成額 3,000円/m 限度額 90,000円

- ② 万年堀 空石積み堀 板堀
助成額 2,000円/m 限度額 60,000円
- ③ 金網堀及び市長が特に堀と認めるもの
助成額 300円/m 限度額 9,000円

現行の条例施行規則の条文にない項目として、平成28年3月31日までの指定期間終了以降、平成28年4月1日付で条例施行規則の一部改正施行に向けた準備を行う。(項目追加)

次回、平成27年第2回緑化審議会においても継続審議し、改正にともなう条例規則、要綱等について改正案を緑化審議会へ提出し、審議を行っていくことで承認をいただく。

議題3について

武蔵村山市グリーンヘルパー制度について

今回、新規に委員になった3名の方に向け、また、継続委員の方へも確認を含め、グリーンヘルパー制度についての概要を説明。

平成26年度武蔵村山市グリーンヘルパー3級育成講座実施事項を報告。

武蔵村山市グリーンヘルパー2級育成講座実施状況について今後の実施講座を説明。

また、平成28年度に1級講座実施。平成29年度以降に3級講座を実施することで決定する。

議題4 その他

報告事項1

湖南衛生組合総合整備事業における優良住宅地・緑地協定について

- 1 湖南衛生組合の概要についての説明。
- 2 総合整備事業について説明。
- 3 これまでの事業スケジュールと今後の予定について説明。
- 4 大南五丁目地区緑地協定について説明。

報告事項2

協働事業について

- 1 協働事業について説明。
- 2 平成27年度の協働事業について説明。

	<p>3 平成28年度の協働事業について説明。</p>
	<p>◇ 司 会 (川口環境課長)</p> <p>◇ 開 会 開会の挨拶 (川口環境課長)</p> <p>◇ 委嘱書交付 (佐野環境担当部長)</p> <p>◇ 挨 拶 * 藤野市長 公務不在のため代理 (佐野環境担当部長)</p> <p>◇ 各委員挨拶 (自己紹介) 事務局職員挨拶 (自己紹介)</p> <p>◇ 事務局より会議運営について所掌事項等の説明 (比留間主査)</p> <p><u>これからの議題に対する発言については以下の表記を用いる。</u></p> <p>★ 審議会会長発言 ○ 審議会委員発言 ● 事務局職員発言</p> <p>議題1 会長・副会長の互選について</p> <p>会長の互選について</p> <p>事務局 ● 会長の互選については武蔵村山市緑化審議会規則第2条の規定に基づき、委員の互選により選任することとなっている。いかがか。</p> <p>委員 ○ 事務局で適任と考えている委員はいるのか。</p> <p>事務局 ● 事務局案として、会長を学識経験者、1号委員から宮林委員にお願いしたいと思いますが、皆様、いかがか。</p> <p>委員 ○ 異議なし</p> <p>事務局 ● 異議なしとのお言葉をいただいたので、宮林委員を会長に選任いたします。</p> <p>事務局 ● これからの進行については、緑化審議会規則2条2項の規定に基づき、宮林会長に会務の総理をお願いしたい。</p> <p>会長 ★ では、副会長の選任について審議したいが、いかがか。</p> <p>委員 ○ 事務局に一任で良いが、会長は1号委員から選任したので、</p>

<p>事務局 委員 事務局</p>	<p>副会長は、2号委員の市民委員より選任してはいかがか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務局一任のお言葉をいただいたので、市民委員の2号委員より副会長を星山委員のお願いしたいと思いますがいかがか ○ 異議なし ● 異議なしとのお言葉をいただいたので、星山委員を副会長に選任いたします。 <p style="text-align: center;">《 委員席より副会長席に異動する 》</p> <p style="text-align: center;">《 星山副会長挨拶 》</p>
<p>会 長</p>	<p>★ 議題2 「保存樹林等奨励金」について</p> <p>では、議題2 保存樹林等奨励金について事務局より説明をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(説明者 叶野主任)</p> <p style="text-align: center;">事務局よりの資料説明は以下のとおり。</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● では、議題2 「保存樹林等奨励金制度について」を説明させていただきます。お手元の資料3をご覧ください。 <p>こちらの資料3については、過去2年間に渡り、審議検討を行って決定した事項について掲載をさせていただいたものになる。</p> <p>新規に委員になられた方4名もいらっしゃるのので、確認をさせていただきます。</p> <p>資料3の記載のとおりではあるが、保存樹林等奨励金制度についての審議検討を行った決定事項については、今年度末に、武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例施行規則、及び奨励金交付要綱についての一部改正を予定している。保存樹林等奨励金制度に該当している樹林地、樹木、生け垣については、5年間の同意協定の期間が終了する。そのタイミングを捉え、同時期に行いたいと考えている。</p> <p>また、今後の審議にあたり、現在の武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例、及び条例施行規則 また、奨励金交付要綱を委員の皆様へ配布をさせていただいた。参考にご覧いただきたいと思う。以上が、平成25年26年度に2年間において審議検討を行った結果報告事項となる。</p> <p>さて、今回、及び継続して審議会にて、保存樹林等奨励金制度で、審議検討する内容については、奨励金の支給に関する要件についてである。</p> <p>資料に記載されてるとおり、今まで行っていない奨励金受給者への市税等の滞納状況確認になる。審議結果では、都市計画税及び固定資産税と記載しているが、今後市としての事務処理</p>

<p>会 長</p>	<p>をするにあたり、関係各所と事前の協議を行った結果、市税徴収対策本部より市税の徴収率向上を推進するため、市税全般の徴収確認のお願いのお話があった。この件について、今回の審議会では、審議検討する時間が、本日の審議会の時間配分の関係で審議時間がないため、次回、第2回緑化審議会にて、継続審議させていただきたい。</p> <p>★ 事務局から審議検討を行い決定した事項と今後審議をしたい奨励金の支給に関する要件（市税等の収納確認）について説明があった。今後検討する議題は、時間の関係で次回に審議とのことであったが、ほかに、決定事項に内容について、委員の皆様、ご意見はあるか。</p>
<p>会 長</p>	<p>★ ないようなら、次回、第2回緑化審議会にて、奨励金の支給に関する要件（市税等の収納確認）等について審議していくこととする。</p> <p>議題3 「武蔵村山市グリーンヘルパー制度について」について事務局より説明をお願いします。</p> <p>議題3 「武蔵村山市グリーンヘルパー制度」について (説明者 吉田主事) 事務局よりの資料説明は以下のとおり。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>● それでは議題3「グリーンヘルパー制度」について説明させていただきます。</p> <p>はじめに、今回、新規に4名の委員が加入されたこともあり「グリーンヘルパー」とは、何かということから、説明をさせていただきます。</p> <p>グリーンヘルパーとは、みどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダーとして、幅広く緑化推進活動に携わっていただき、地域の特性を生かした新しいみどりの創出に向けた活動を指導的な立場で積極的に推進していく方である。</p> <p>次に、グリーンヘルパーの登録及び仕組みについて説明させていただきます。</p> <p>グリーンヘルパーに登録するためには、必要な知識・技能の習得のため、みどりに関する幅広い知識や技能、生態系などに対する理解や知識の習得も必要である。</p> <p>また、活動中の事故や怪我に対する応急救護の知識も備える必要がある。</p> <p>そのためにも、グリーンヘルパー育成講座を開催し、各種講座を受講し修了した方をグリーンヘルパーとして認定し、登録後に活動を実施をするという仕組みである。</p>

続いて、グリーンヘルパー育成講座について説明させていただきます。

認定講座については、樹木を中心に習得する、樹木コースと、草花や菜園などを中心に習得する園芸コースの2コースに分けて開催し、樹木・園芸各コースを3級・2級・1級の3段階に設定し、3級を基礎コース、2級を応用コース、1級を専門コースと設定し、各コースともに、全ての講座を受講し、修了するには、概ね1年程度を要する。

このため、平成26年度に開催したグリーンヘルパー育成講座については、樹木、園芸コースともに、3級育成講座を受講していただいた。

また、平成27年度については、各コース共に2級育成講座を実施しているところである。

次に、グリーンヘルパーの想定活動について説明させていただきます。

樹木コースについては、公園・緑地等ボランティア等との協働及び指導等、樹木剪定方法、植樹の時期、植栽などに関する助言、指導になる。公園や道路改修工事に伴う植樹等に関する助言や指導、企画など地域の特色あるみどりづくり（病害虫に強く維持管理のし易い樹木の選定）となる。

また、保存樹木や保存生け垣（民地のみどり）の維持管理についての助言剪定時期や病害虫に対するアドバイス等となる。民地のみどりについて助言、指導を行うことができる方については、1級グリーンヘルパーとなる。

想定活動として、狭山丘陵のみどりを活用し、みどりに対する理解・関心を深めるための体験学習指導、企画などを想定している。

続いて、園芸コースについては、公園・緑地等ボランティアの園芸指導、公園内の花壇や空地に対しての企画や配置場所、品種の選定等、最適な草花等の植え込みや種まき、水やり等の助言・指導、家庭菜園やプランターなどの（民地のみどり）の植栽指導、品種選定、肥料や水やりなどの管理手法や、収穫時期などの民地のみどりについて助言・指導を行うことができる方については、1級グリーンヘルパーとなる。

想定活動として、市民向けガーデニング講座（仮称）の講師、園芸実習講座の企画などを想定している。

以上、簡単ではあるが、[武蔵村山市グリーンヘルパー制度]の概要説明とさせていただきます。

続いて、グリーンヘルパーの進捗状況について説明させていただきます。

資料6【平成26年度グリーンヘルパー3級養成講座進捗状況】をご覧ください。

平成26年度の3級講座には多くの方々にご参加いただき、

	<p>樹木コース園芸コース含めて28人の3級グリーンヘルパーが誕生した。</p> <p>講座内容は共通講座である、緑の育成講座2回・救命救護講座の1回と樹木コースと園芸コースの基本技術講座各1回ずつ行った。</p> <p>負担費用は無料であり、受講者の皆さんは、熱心に楽しみながら受講されていた。</p> <p>次に現在の状況を説明させていただく。</p> <p>資料7【平成27年度武蔵村山市グリーンヘルパー2級育成講座】をご覧ください。</p> <p>今年度よりグリーンヘルパー2級の講座が開催され、現在樹木・園芸両コースを含めて14名の3級登録者の方が市指定の講座を受講されている。</p> <p>なお、昨年度、ハンギングバスケットマスターの資格を有し、グリーンアドバイザーの登録者を1名すでに1級の実力を有しているものとして、武蔵村山市グリーンヘルパー園芸1級として登録した。</p> <p>今後の2級講座の予定としては、環境課主催の樹木、園芸の実習講座を11月に行う予定としている。</p> <p>詳細としては樹木コースは中原一丁目児童遊園で実習を行う予定である。</p> <p>当講座はシルバー人材センターの剪定班長を講師として招き、我々職員とともに、剪定の実習を行う予定である。</p> <p>園芸コースの実習講座として、11月頃に三本榎史跡公園で実習を行う予定である。</p> <p>講師は先ほど申し上げた、グリーンヘルパー1級登録者が講師となって、花植え等の実習を行う予定である。</p> <p>さらに講座終了により認定された2級登録者を対象に来年度1級講座の説明及び2級講座のアンケートを実施したいと考えている。</p> <p>緑の基本計画の目標でも平成29年度中までにグリーンヘルパー1級の登録者を4人誕生させることを目標としている。</p> <p>以上でグリーンヘルパーの説明を終了する。</p> <p style="text-align: center;">以上で、説明を終了。</p> <p>会 長 ★ 事務局より、武蔵村山市グリーンヘルパー制度概要と2級グリーンヘルパー育成講座の進捗状況について説明があった。委員のご意見、ご質問はあるか。</p> <p>会 長 ★ このグリーンヘルパー制度については、武蔵村山市として活動としては目玉の事業であり、動きとしては、すばらしいと思う。</p> <p>委 員 ○ 先ほど、事務局より冒頭にグリーンヘルパーの概要の説明が</p>
--	---

事務局	<p>あったが、その説明事項についての資料がないので、新たに委員になった方もいるため、内容を把握するのにわかりづらいと感じる。</p>
会長	<p>● 今回の資料については、不十分なところがあった。次回の審議会より、事務局から説明する内容については、出来る限り、資料を添付したい。</p>
事務局	<p>★ これら、グリーンヘルパーの内容について、一般の方向けにわかるPR用パンフレット等の材料は持っているのか。</p>
委員	<p>● グリーンヘルパー制度についての概要説明用のPRパンフレット等は作成していないが、3級グリーンヘルパーを募集する際には、市報やホームページにグリーンヘルパーの概要説明を記載し、受講者募集を行った。受講者本人には、制度の概要等については、理解をいただいている。</p>
事務局	<p>○ 他の委員よりも、意見があったが、このグリーンヘルパー制度の概要説明資料については、この2年間の中で資料説明で提示されたものを再度活用して、新たに委員になられた方に配布をし、制度の理解を深めていただくほうが良いと感じる。</p>
委員	<p>● グリーンヘルパー制度については、運営要綱を制定し、事業の運営し行っている。本来なら、運営要綱及び過去に作成をした関係資料を提示し、説明をするべきであった。次回の審議会では、それらの資料について精査をして委員に提示したいと考えている。</p>
事務局	<p>○ これら資料にあるグリーンヘルパー3級育成講座については、公園協会で実施をしている既成の講座なのか、または、武蔵村山市独自で企画した講座なのか。</p>
委員	<p>● 3級育成講座については、既成の公園協会実施の講座ではなく、公園協会で実施をしている講座内容を取り入れた武蔵村山市グリーンヘルパー育成講座として、市内都市公園にて、講師を招き実施した講座である。2級育成講座については、樹木、園芸両コースの応用講座については、既成の公園協会で実施をしている講座を、受講者本人が自己負担にて受講している。また、秋に実施する実践講座（市が企画する市費用負担の講座）については、武蔵村山市が主催の講座である。</p>
委員	<p>○ 3級育成講座がすべて終了した受講者には、認定書が出るのか</p>

事務局	● 3級育成講座、樹木・園芸両コースについては、共通講座と各基本技術講座の両方を受講された方に、武蔵村山市グリーンヘルパー登録書を交付している。また、これから、実際に手に取ってご覧いただきたいと思い、登録証とバッチを回覧いたします。
委員事務局	○ 認定証の交付ではなく、登録書なんですね。 ● 3級グリーンヘルパー育成講座をすべて受講された方に、申請をしていただき、先ほど説明のとおり、登録証とバッチを交付している。
会長	★ この制度が、他市町村のさきがけになり、広まりをみせると良い。
事務局	● 先月、武蔵野市役所職員が当市に、グリーンヘルパー制度について、概要を享受していただきたいと来庁された。グリーンヘルパー運営要綱と実施した受講講座についての説明をさせていただいた。
委員事務局	○ 実際に3級グリーンヘルパーに登録された方の活躍状況についてはいかがか。 ● 3級グリーンヘルパー登録者については、公園等で公園緑地等ボランティアと協働で活動等を行っている。また、先ほど、グリーンヘルパー制度について事務局から説明させていただいたが、園芸コースで1級グリーンヘルパーの方が誕生し登録している。 その方については、今年度秋に実施予定の2級園芸実践講座の講師として招き、三本榎史跡公園にて活動（市の講師委託として）をしていただく予定である。
委員	○ 前回の審議会でも発言させていただいたが、3級育成講座で実施した三本榎史跡公園のすばらしい花壇について、地元の方やバス停前で待っている方等にお褒めのお言葉を私自身が直接いただく機会があったことを報告させていただいた。今年度の2級園芸講座の花壇づくりの実践講座の場所として、先ほど報告があったが、花壇設置後の管理を含め、大変ではあるが、ボランティア等の協力を含め、引き続き、維持管理等をお願いする。
委員	○ 三本榎史跡公園の話があったので、参考までにだが、西側の史跡公園（榎3-5-3 乙幡榎）の乙幡榎の所に、シュロ

<p>委員</p>	<p>の木が2本生えているが、管理がされていないように感じる。通常、管理がされているものは、白縄か何かで樹木を巻き、頭だけ少し出す形にしてあると思う。グリーンヘルパー制度の中で管理について検討されてはいかがか。</p> <p>○ 違う場所だが、野山北公園の管理業務をシルバー人材センター勤務にて私自身がしている。樹木や花の管理等含め、植生しているものについて、管理するにあたり、判断が迷うことが、多々ある。野山北公園という場所に、この植物は、この場所に相応しいのかと。されど、現場判断で処理することがあるが、このような案件の場合、今、議題となっているグリーンヘルパーの方が見て、指導や判断をしていただけたら良いと感じる。何でもかんでも、みどりの保護で植生させるのではなく、その土地にあった樹木や花の取捨選択の基準を指導してもらえたらと思う。</p>
<p>事務局 会長</p>	<p>● 三本榎史跡公園のしゅろの木。また、野山北公園の花や樹木の植生についての判断は、今後、検討をさせていただく。</p> <p>★ 今、2件、委員より報告事項があった。このグリーンヘルパー制度に関しては、植物遺伝子の保全とか生物多様性の問題が絡んでくることがある。そう言った意味で、慎重に生態系が担保された形で、展開をされていくことが、理想であると感じる。</p>
<p>委員</p>	<p>○ 今、委員から発言があった三本榎のしゅろの件だが、擬木柵のチェーンの中の市の木、榎（乙幡榎）についての管理は、環境課公園緑地の所管ではなく、教育委員会（文化振興課・歴史民俗資料館）の所管では。教育委員会と協議をして、今回、委員より発言があったことについて報告をされてはどうか。</p>
<p>事務局 会長</p>	<p>● そのとおりである。後日、関係所管課へ報告し対応をしたい。</p> <p>★ では、他になれば、議題4 「その他」について事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>○ 議題4 「その他」について説明をさせていただく。 (説明者 川口課長)</p> <p>報告事項1 「湖南衛生組合総合整備事業における優良住宅地・緑地協定に</p>

ついて」を説明させていただく。

報告事項資料説明は以下のとおり。

議題4「その他」

報告事項1

湖南衛生組合総合整備事業における優良住宅地・緑地協定について説明させていただく。

1 湖南衛生組合の概要について

(1) 組合の名称 湖南(こなん)衛生組合

(2) 所在地 武蔵村山市大南五丁目1番地

(3) 組合組織市 武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市、武蔵村山市の5市で組織する一部事務組合である。

(4) 沿革 昭和36年6月1日から

し尿等の共同処理事業を目的として「武蔵野・小金井・村山地区衛生組合」として設立。

昭和40年5月1日から小平市、東大和市(旧大和町)が加入し、「湖南衛生組合」に名称変更。

(5) 施設、整備、昭和36年度～39年度にかけて309kl/日の処理施設を設置。

昭和40年度～45年度に300kl/日の第2処理施設を増設し、合計609kl/日となる。

その後、公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は減少傾向となり、段階的に施設規模を縮小。

平成2年度に処理能力200kl/日となる。

平成19年度には処理量が6kl/日にまで大幅に減少。

平成20年度に処理施設を嫌気性消化方式から前処理希釈方式(処理能力6kl)に改修。

平成26年2月19日、組織市から発生するし尿の量は減少傾向にあるものの、公共下水道へ全面的に切り替えるには相当の期間を要すことから、引き続き、組織市で共同処理を行うため、処理量に見合った新処理施設等の整備、不用施設の解体・撤去及び土地の有効活用を目的とした土地信託契約「湖

南衛生組合総合整備事業に係る処分竣工型土地信託事業」を締結し、平成26年度から平成28年度にかけて総合整備事業を実施。

2 総合整備事業について

(1) 処分竣工型土地信託による整備

新処理施設等の建設、不用施設の解体撤去や撤去後の土地の処分・活用を行うには多額の費用を必要とし、組織市が新たに分担金として負担するのは困難であり、このため総合整備事業では民間活力を活用し、事業全体を『処分竣工型土地信託』という整備手法で実施することとした。

この整備手法は、組合が受託事業者（銀行）と土地信託契約を締結し、受託事業者は施工業者、土地購入者（ハウスメーカー）とコンソーシアム（銀行、企業連合）を組織して共同で事業を実施することになる。事業は不用となる土地の処分を目的として、不用な施設等の解体や当該土地の造成を行うことにより、資産価値を高めた中で土地購入者へ売却し、その売却した収入を事業の財源とするものである。

なお、当該事業の事業者選定に当たっては、プロポーザル方式により審査し、次のとおりコンソーシアムを決定した。

発注者 : 湖南衛生組合
受託事業者 : ㈱りそな銀行
施工業者 : 戸田建設㈱東京支店
土地購入者 : パナホーム㈱、住友林業㈱、ミサワホーム東京㈱

(2) 新処理施設

新処理施設の建設位置は、組合敷地の周囲から最も距離を隔てた場所とし、東西住宅地から100m以上、組合北側道路から50m以上、南側宅地境界から20m以上離し、緩衝帯緑地を整備するとともに周囲との調和に配慮することとした。

また、本計画に合わせ東側の組合敷地を提供（3m後退）し道路拡幅することで、安全で円滑な道路交通の確保に寄与する。

建物概要

主要用途	下水投入施設（処理棟）
事務所	（管理棟）
建築場所	武蔵村山市大南五丁目1番地
建築敷地面積	1,275,47㎡
建築面積	449.44㎡（倉庫除く）
延床面積	544.28㎡（"）
建ぺい率	3.52%
容積率	4.27%
構造	処理棟：鉄筋コンクリート造、地上1階、地下1階（310.84㎡）
事務所	鉄筋コンクリート造、地上1階（199.50㎡）
最高高さ	7.5m（処理棟）
用途地域	第1種中高層住居専用地域（60/200）

(3) 優良住宅地

組合の管理する区域以外の土地（不用となる土地、約4万4千㎡）については、既存処理施設を解体撤去した後、組合で宅地造成しハウスメーカー3社へ売却処分する。土地の用途については、武蔵村山市まちづくり方針との整合を図り、地区計画制度を適用し優良な戸建て住宅地として整備する。

なお、住宅地は216区画の低層の戸建住宅が3つのコンセプトにより計画されている。

- ① みどり豊かで優良な住宅地
- ② 防災、安全に配慮した住宅地
- ③ 省エネ、環境に配慮した住宅

地区計画名称 : 大南五丁目地区地区計画
地区区分 : 住宅地区
用途地域 : 第1種中高層住居専用地域（地区内建ぺい率50%容積率100%に制限）

敷地面積の最低限度 : 130㎡

3 これまでの事業スケジュールと今後の予定

主な事業内容 実施時期又は予定

住民説明関係

整備事業実施のお知らせ（近隣住民への周知）平成25年9月～
住民説明会（槽内清掃、解体・撤去工事）平成26年3月29日
住民説明会（大規模開発）平成26年5月24日・27日
住民説明会（宅地造成工事）平成26年11月29日
住民説明会（新処理施設建設工事）平成27年3月28日

信託契約関係

- ・公告・入札・基本協定締結 平成25年11月～平成26年2月
- ・契約期間 平成26年2月19日～平成29年3月31日

（施設関係）

- ・仮設工事（事務所、処理施設の一部）平成26年2月～9月
- ・旧施設解体撤去工事 平成26年4月～平成27年3月
- ・新処理施設建設工事 平成27年4月～平成28年8月予定
- ・新処理施設稼働 平成28年6月（予定）
- ・外構工事 平成28年2月～8月（予定）

- ・現行処理施設（受入室）の解体・撤去 平成28年5月～7月（予定）

（宅地開発関係）

- ・宅地造成設計 平成26年2月～平成27年1月
- ・宅地造成工事 平成27年1月～平成28年6月（予定）

4 大南五丁目地区緑地協定について

(1) 緑地協定とは

緑地協定制度は、住民の方々が自らの手で、みどり豊かな潤いのあるまちづくりを進めるためのものです。守るべき街の緑や、宅地における緑の配置を住民同士で取り決め、自然環境の保全や美しい街並みの創出を図る。

都市における緑とオープンスペースを確保するには、国や地方公共団体の施策のみならず、住民による自主的な緑地の保全及び緑化への努力が不可欠である。緑地協定制度は、住民自身による緑地の保全および緑化の意志を法的に位置付けている。

(2) 協定の方法

都市緑地法(第45条、第54条)に基づく制度で、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する。協定を締結した後において、当該区域内の所有者等になった者

に対しても、その効力が及ぶという特別な効力（承継効）が認められている。

1) 45条協定：「全員協定」とも言う。

既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受ける。

2) 54条協定：「一人協定」とも言う。

開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定める。3年以内に複数の土地の所有権等が存在することになった場合に効力を発揮する。

(3) 協定の内容

協定では、次の内容を定めなければならない。

1) 緑地協定の目的となる土地の区域

2) 次に掲げる事項のうち必要なもの

- ・保全又は植栽する樹木等の種類
- ・保全又は植栽する樹木等の場所
- ・保全又は設置する生け垣又は策の構造
- ・保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項
- ・その他緑地の保全又は緑化に関する事項

3) 緑地協定の有効期間（5年以上30年未満）

4) 緑地協定に違反した場合の措置

(4) 大南五丁目地区緑地協定の特色等

1) 本市において初めての協定である。

2) ファミリーツリーの植栽、特定外来生物の栽培禁止、火災延焼防止策を協定事項とした。

3) 市が管理する区域内の公園、緑道及び緑地帯を地域住民との協同管理とした。2メートル以内の低木、植栽について、自宅敷地の植栽の管理と同様に管理することを求めるもの。

4) 生け垣奨励金との関係では、216戸全て、住宅地の接道距離が10メートル以上あることから、平成28年度からの基準である7メートル以上の生け垣を設置する可能性がある。そのため概算で最大65万円（216戸×10m×300円）の奨励金の支出が予定されている。

報告事項2 協働事業について

1 協働事業とは

(1) 提案制度の目的

「武蔵村山市協働事業提案制度」は、平成23年度に創設され、市民活動団体の専門性や柔軟性等をいかした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指している。

(2) 募集の区分

本制度の実施要綱に基づき、「協働型事業部門」と「団体育成型部門」の2つの区分に分けて事業提案を募集する。

(3) 協働型事業部門とは・・・

市民活動団体が市と目的を共有するとともに、市との役割分担、経費分担等について、企画立案から事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図る事業部門である。

市と協働して事業を行うことを前提として、その専門性、柔軟性等をいかして実施する事業であって、企画力、事業遂行能力、調整力などについて一定の能力を有する団体が、地域の課題、社会的課題等の解決につながる事業を提案できる。事業を発展させていくことを前提に、3年計画で事業を提案していただく。単発のイベント類ではなく事業の継続性や発展性があり、市の事業として定着することができるような提案を期待している。

1事業当たり、1年目は80万円、2年目は70万円、3年目は60万円を上限として補助金を交付する。

(4) 団体育成型事業部門とは・・・

協働型事業部門の実施を目指す市民活動団体が単独で企画し、実施する事業部門である。将来的に協働型事業部門への提案を目指している団体の企画力、事業遂行能力など基礎的な力を高めるための事業が対象になる。

協働型事業への発展を見据えた事業であることを前提とし、最大で2年間の実施になる。1事業当たり対象となる経費の25万円を上限として補助金を交付する。

2 平成27年度の協働事業について

(1) 緑化に関する次の提案があり採択された。

(「協同事業提案制度企画書」次ページ)

事業名

武蔵村山市を花と緑であふれる素敵なまちにして癒しの景観を創る。

<p>会 長</p> <p>委 員</p> <p>会 長</p> <p>事 務 局</p> <p>事 務 局</p>	<p>団体名 グラシオス プラント パートナー</p> <p>採択優先順位 3位（7件の提案中5位までが採用）</p> <p>3 平成28年度の協働事業について</p> <p>(1) 平成28年度の緑化に関する事業として、7月22日付でNPO むさしより「みどりのカーテンお助け隊育成事業」の企画書が提出されている。この企画が採用され平成28年度の協働事業として実施されるかは、書類審査及びプレゼンテーションを経て、11月上旬に決定される。</p> <p>事業内容としては、公共施設の壁面に、アサガオやツルムラサキによるみどりのカーテンを設置し緑化することにより、夏季の省エネ及び地球温暖化防止対策に寄与し、もって市民に対する意識の向上を図ることを目的としている。</p> <p>以上、議題4「その他」報告事項1「湖南衛生組合総合整備事業における優良住宅地・緑地協定について」と報告事項2「協働事業について」の説明を終了する。</p> <p>★ ほかに、委員の皆様、なにかあるか。</p> <p>○ 先日、つみき保育園にて、みどりのカーテン事業として、ゴーヤの苗を設置した。今月の市報原稿のふれあい情報局の欄に、武蔵村山市緑化審議会委員の肩書にて、事業内容が掲載される予定であるので、参考までに報告させていただく。</p> <p>★ ほかになければ、次回会議の日程等、事務局から願います。</p> <p>● 次回の武蔵村山市第2回緑化審議会の開催については、11月下旬頃を予定している。宮林会長と事務局のほうで、日程の調整をさせていただき、改めて、委員の皆様にお知らせの通知をしたいと考えているので、よろしく願いいたします。</p> <p>● では、市長が公務より帰庁されましたので、挨拶をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">◀ 藤野市長挨拶 ▶</p> <p>日頃より、武蔵村山市の環境行政をはじめ市政各般にわたりご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、このたびは緑化審議会委員をお引き受けいただき、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>さて、近年の社会情勢の変化とともに、みどりへの関心と期</p>
--	---

	<p>待は、ますます高まり、地球規模の温暖化対策や生物多様性の保全、環境保全、都市防災における役割及びレクリエーションの場の提供など、みどりが持つ重要な役割についても多様性が求められております。</p> <p>これを受け、本市におきましても、狭山丘陵の貴重な自然をはじめ、公園や農地の保全、緑化に関する施策を推進し、本市の将来像でもあります「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」の実現に向けたまちづくりを進めるにあたり、みどりの保護・育成を目的とする、さまざまな施策につきまして、委員の皆様から、貴重なご意見をいただきたいと存じます。</p> <p>また、本市では、現在、グリーンヘルパーの育成に向けた受講者講座を実施しておるところでございますが、今後も事務局より提案をさせていただきます各種講座の実施方法等につきましても、ご意見、ご要望をいただきたいと考えております。</p> <p>さらに、みどりの保護・育成の観点から実施しております、保存樹木等奨励金制度につきましても、指定期間の5年間で今年度末で期間満了となります。そのため、更新等については、行政評価委員会及び補助金検討委員会より奨励金制度の内容について一部見直しを求める意見が出ており、本審議会にて2年間に渡り、検討をしていただいております。</p> <p>いずれにいたしましても、委員皆様のご理解とご協力をいただき、より良い環境の確保に向けた環境行政が推進できますようご協力をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">《 藤野市長挨拶終了 》</p> <p style="text-align: center;">散 会</p>
<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>公 開 <input type="checkbox"/>一部公開 <input type="checkbox"/>非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 []</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： 0 人</p>
<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開 示 <input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/>非 開 示（根拠法令等：)</p>
<p>庶務担当課</p>	<p style="text-align: center;">協働推進部 環境課 (内線：262)</p>

(日本工業規格A列4番)